

- (3) 工事場所 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿地先
 (4) 工事内容 工事延長 L=283.1m 鋼5径間連続少数鈹桁橋 L=276m(最大支間長 L=63.0m)(1径間分は製作のみ)、工場製作1式、架設工1式(クレーンベント架設)、床版工1式、現場塗装工1式、橋梁付属物工1式、足場等設置工1式、仮設工1式、橋台工1式
 (5) 工期 契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで(ただし、JR高架橋A1からP4区間における、桁製作工、検査路製作工、工場塗装工、輸送工、架設工(クレーン架設)に係る部分は、架設工(クレーン架設)完了時の令和4年5月15日までとする。)
 (6) 使用する主要な資機材 コンクリート 1,300m³、鋼材(鉄筋を含む。)1,220 t
 (B)
 (1) 品目分類番号 41
 (2) 工事名 大和御所道路樞原高田IC・Dランプ橋他上部工事(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
 (3) 工事場所 (自)奈良県橿原市新堂町地先 (至)奈良県橿原市東坊城町地先
 (4) 工事内容 工事延長 L=287m 鋼4径間連続箱桁橋 L=197m、鋼2径間連続少数鈹桁橋 L=90m(最大支間長 L=44.2m)、工場製作1式、架設工1式(クレーンベント架設)、床版工1式、現場塗装工1式、橋梁付属物工1式、足場等設置工1式、仮設工1式
 (5) 工期 契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで。
 (6) 使用する主要な資機材 コンクリート 770m³、鋼材(鉄筋を含む。)790 t
 (7) 上記に記載の(A)及び(B)の各工事(以下「本工事」という。)は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案(総合評価に係る提案を除く。)を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

- (8) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用促進のため、原則1技術以上の新技術活用を図る工事である。
 (9) 本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
 工事契約締結後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができ、取り組みの履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。
 本取り組みを実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとする。施工計画書には1)取り組みの内容、2)期待される効果等を明記するものとする。
 (10) 本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める「新技術導入促進(2)型工事」である。
 (11) 本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
 (12) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 (13) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び審査資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
 なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
 (14) 総価契約単価合意方式の適用
 1) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

- 2) 本方式の実施方式としては、
 イ) 単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価(一式の場合は金額。下記ロ)において同じ。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)
 ロ) 包括的単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式)があり、受注者が選択するものとする。
 ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記1)の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
 3) 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
 4) その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
 (15) 本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用(以下「実績変更対象費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
 (16) 上記(B)に掲げる工事については、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算し、見積り価格の算出に係る、当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。なお、契約締結後において、率計上の対象工種については、協議を行い、変更対応を行うものである。
 (17) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の週休2日化を促進する対象工事(発注者指定型)である。

- (18) 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。
 (19) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行の対象工事である。
 (20) 本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
 2 競争参加資格
 (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 (2) 近畿地方整備局における平成31・32年度一般競争(指名競争)参加資格「鋼橋上部工事」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
 (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 (4) 平成17年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡し完了した下記(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)
 ただし、下記(ア)から(ウ)までは、同一工事の施工実績を有すること。
 (ア) 道路橋(A活荷重又はTL-20以上)又は鉄道橋(モノレール及び新交通は除く。)の工事。
 (イ) 橋梁形式が、単純鈹桁橋を除く鋼橋の製作・架設工事。